

岐阜県協定締結医療機関等設備整備費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、新興感染症への対応力の強化を図るとともに、その発生時に速やかに対応できる医療提供体制の構築を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づき、県と医療措置協定（法第36条の3第1項に規定する医療措置協定をいい、以下単に「協定」という。）を締結する医療機関等の開設者が行う設備整備に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、法第36条の3の規定に基づき、県と協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所の開設者とする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）補助対象事業は、新興感染症対応力強化事業の実施について（令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知）に基づき、補助事業者が行う協定締結医療機関の設備整備事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額、補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 規則第4条の申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付を決定する場合に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項
 - (2) 補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
 - (3) 補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分する場合には、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月17日付医政発第0417001号厚生労働省医政局長通知）第4の規定の例により算出した額を県に納付させることがあること。
 - (4) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その確定額を補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月15日までに知事に報告すること。
 - (5) 前号の規定による報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を県に返還させることがあること。
 - (6) 市町村以外の者が補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
 - (7) この補助金に係る補助金の交付と補助対象経費を重複して、他の補助金、寄附金等の交付を受けないこと。
- 2 規則第6条第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 規則第6条第1号の軽微な変更 補助対象経費の20%以内の変更
 - (2) 規則第6条第2号の軽微な変更 事業の目的及び主な内容の変更とならないもの
- 3 規則第6条第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書及び第1項第4号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 規則第6条第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第2号様式）
 - (2) 規則第6条第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）
 - (3) 規則第6条第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）
 - (4) 第1項第4号の規定による報告 仕入控除税額報告書（別記第5号様式）

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から10日以内とする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。

- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

- 第9条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第10条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条各号に掲げる者に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条各号に掲げる者に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
 - 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

- 第11条 補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号。以下「告示」という。）に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。
- (1) 単価30万円（補助事業者が市町村である場合にあっては、50万円）以上の機械及び器具
 - (2) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(書類、帳簿等の整備及び保存)

- 第12条 補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保存は、次の各号に掲げる補助事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。
- (1) 市町村 補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第8号様式による調書を作成するとともに、補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日。以下同じ。）の属する年度の終了後5年間保存すること。ただし、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産が単価50万円以上である場合は、当該期間の経過後、当該財産の財産処分の完了の日又は告示に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存すること。
 - (2) 市町村以外の者 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保存すること。ただし、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産が単価30万円以上である場合は、当該期間の経過後、当該財産の財産処分の完了の日又は告示に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存すること。

(書類の提出部数)

- 第13条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1部とする。

(補助対象事業の表示)

第14条 補助事業者は、補助対象事業により整備した設備等に県補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

別 表 (第4条関係)

補助対象経費	基準額	補助率	補助金の額
病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器 (PCR検査装置) 及び簡易ベッドの購入費 (新規購入及び増設する場合に限る。)	1 簡易陰圧装置 1 病床当たり 4, 320, 000円 2 検査機器 (PCR検査装置) 1 台当たり 9, 350, 000円 3 簡易ベッド 1 台当たり 51, 400円	10分の10	設備の単位ごとに、補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額 (当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) の範囲内
発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器 (PCR検査装置)、簡易ベッド及びHEPAフィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。) の購入費 (新規購入及び増設する場合に限る。)	1 検査機器 (PCR検査装置) 1 台当たり 9, 350, 000円 2 簡易ベッド 1 台当たり 51, 400円 3 HEPAフィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。) 1 施設当たり 905, 000円		